○内閣府告示第九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県

二　地域再生計画の名称　福島県航空宇宙産業基盤強化促進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　越前市

二　地域再生計画の名称　越前打刃物を活用した地域周遊観光による交流人口拡大計画

三　地域再生計画の区域の範囲　越前市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県吉田郡永平寺町

二　地域再生計画の名称　伝統ある醗酵文化の集積による新しい空間「永（とこしえ）の里」プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　福井県吉田郡永平寺町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　水栓バルブ発祥の地・山県の水栓バルブ製造業リノベーション事業計画

二　地域再生計画の名称　山県市

三　地域再生計画の区域の範囲　山県市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府

二　地域再生計画の名称　ものづくり人材育成・確保と先端技術設備導入による生産性向上による中小企業総合支援地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮津市及び京丹後市並びに京都府与謝郡伊根町及び与謝野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県有田郡湯浅町

二　地域再生計画の名称　『最初の一滴』醤油醸造発祥の地　紀州湯浅　醤油観光推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山県有田郡湯浅町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県

二　地域再生計画の名称　地方創生未来型農業の拠点づくり支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県

二　地域再生計画の名称　環境負荷を抑制する循環型ビジネス等の構築に向けた地域未来投資促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県

二　地域再生計画の名称　ＩｏＴを活用した熊本発！未来投資促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　合志市

二　地域再生計画の名称　自然共生型産業を核とした地域未来投資促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）